

同時発表：経済産業省、環境省

令和6年2月22日
大臣官房 参事官（イノベーション）
物流・自動車局 審査・リコール課

特定特殊自動車に係る改善措置の届出について

日立建機株式会社から、令和6年2月22日（木）、経済産業大臣、国土交通大臣及び環境大臣に対して、特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則第21条第1項の規定に基づき、改善措置の届出がありましたので、お知らせします。

届出の詳細は以下 URL の環境省ホームページに掲載しています。

https://www.env.go.jp/air/car/tokutei_law/kaizen.html

※ 特定特殊自動車とは、特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（通称：オフロード法）第2条第1項に規定する、公道を走行しない特殊自動車を指します。

（問い合わせ先）

○建設機械、オフロード法関係について

大臣官房 参事官（イノベーション）グループ 中根、秋本

代表：03-5253-8111（内線 22427、22425）

直通：03-5253-8285

○オフロード法関係について

物流・自動車局 審査・リコール課 福菌、岡崎

代表：03-5253-8111（内線 42312、42313）

直通：03-5253-8596